

厚木市地域防災計画見直し（案）パブリックコメント実施結果について

1 意見募集期間

平成30年12月25日（火曜日）から平成31年1月25日（金曜日）まで

2 意見の件数等

- (1) 意見をいただいた人数 2人
 (2) 意見の件数 7件

3 意見の反映状況

No	反映区分	件数（件）
1	条例・計画等に反映させたもの	3
2	意見の趣旨が既に条例・計画等に盛り込まれているもの	4
3	今後の取組において参考にするもの	0
4	条例・計画等に反映できないもの	0
5	その他（感想・質問）	0
	合計	7

4 意見と市の考え方

No.	意見の概要	市の考え方	反映区分
1	ライフラインの安全対策については、自動車に限定せず簡易発電機、ソーラー発電機器、簡易プロパン機器も配備すべきだ。	<p>ライフラインの安全対策につきましては、防災資機材として市内の避難所等に非常用発電機の備蓄を行っています。</p> <p>プロパンガスについて、市では、公益社団法人神奈川県LPGガス協会厚木支部とLPGガス及びLPGガス使用器具等の確保に関する災害協定を締結しています。</p> <p>ソーラー発電機等の発電機器の配備についても検討し、ライフラインの途絶時の対策を進めます。</p> <p>【地震災害対策編 P54,127】 【風水害等対策編 P61,138】</p>	2

2	<p>罹災証明書交付の実施体制の整備について、建物崩壊判定の再判定、再々判定を要望に応じて実施する旨明記すべきだ。</p>	<p>必要な罹災証明を発行するに当たり、建築物の被害に関するデータ（全壊建物、半壊建物等）を踏まえ、情報が不足している場合は必要に応じて補足調査を行うとともに建物被害の認定結果に対し、被災者の理解が得られない場合についても被害程度の判定作業を再度実施する旨を位置付けています。</p> <p>市は、各種支援措置に対し、迅速かつ的確に対応できるよう進めます。</p> <p>【地震災害対策編 P169】 【風水害等対策編 P181】</p>	2
3	<p>医療救護所の開設について、緊急医療救護所、地域医療救護所が具体的に決まっていれば列記してもいいのではないか。</p>	<p>緊急医療救護所及び地域医療救護所は明確に決まっており、資料編に明記しています。</p> <p>しかし、負傷者に対し、災害発生時の応急処置を迅速に行えるようあらかじめ、緊急医療救護所や地域医療救護所について市民に周知しておくことは重要だと考えますので、本編にも明記します。</p> <p>【厚木市地域防災計画見直し（案）P19】</p>	1
4	<p>ドローンの活用も考えるべきだ。</p>	<p>市消防本部では、災害発生時における状況把握や情報収集を上空から迅速かつ効率的に行うことを目的とし、消防活動用ドローンを運用しています。</p> <p>消防活動用ドローンは、被災状況の情報収集手段を多様化し、多くの被災状況を収集することについて有効であると考えていることから、地震災害対策編及び風水害等対策編の「第2部3章応急活動計画 第2節災害時情報収集・伝達」に明記します。</p> <p>【厚木市地域防災計画見直し（案）P25】</p>	
5	<p>ドローンを活用して被災状況を入れている他の防災計画があるので厚木市でもいれたらどうか。</p>	<p>市消防本部では、災害発生時における状況把握や情報収集を上空から迅速かつ効率的に行うことを目的とし、消防活動用ドローンを運用しています。</p> <p>消防活動用ドローンは、被災状況の情報収集手段を多様化し、多くの被災状況を収集することについて有効であると考えていることから、地震災害対策編及び風水害等対策編の「第2部3章応急活動計画 第2節災害時情報収集・伝達」に明記します。</p> <p>【厚木市地域防災計画見直し（案）P25】</p>	1

6	生活必需物資等の範囲として、情報通信機器は現代では不可欠ではないのか。	<p>生活必需物資等として、個々が使用するスマートフォンや携帯電話を備蓄する計画はありませんが、災害情報を入力する手段として、ラジオ付きサーチライトの備蓄や避難所に防災ラジオの情報機器も配備しています。</p> <p>今後につきましても、情報通信機器の電源の確保など通信環境の整備に努めます。</p> <p style="text-align: right;">【資料編 2-2-(7)-2】</p>	2
7	雪害対策に関する取組について、火山灰の降灰も加えるべきではないのか。	<p>火山災害について、本市は富士山の降灰可能性影響範囲内であることから、火山灰や噴石による影響が十分想定されます。</p> <p>火山災害に関する降灰等対策や火山灰処理等については、本編に位置付けています。</p> <p style="text-align: right;">【風水害等対策編 P272】</p>	2

5 お問い合わせ先

- (1) 担当課名 危機管理課
- (2) 連絡先 225-2190